

# 立山町浄化槽清掃業許可の申請について

## 浄化槽清掃業許可の更新をされる方

### 許可基準

#### 浄化槽法第35条

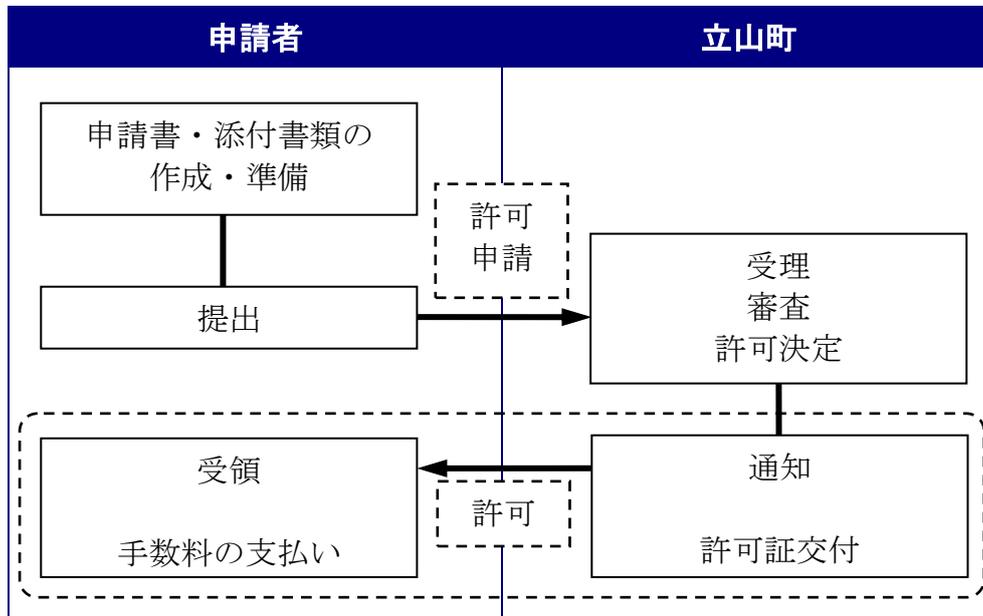
浄化槽清掃業を営もうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、期限を付し、又は生活環境の保全及び公衆衛生上必要な条件を付することができる。

3 第一項の許可を受けようとする者（以下「清掃業許可申請者」という。）は、環境省令で定める申請書及び添付書類を市町村長に提出しなければならない。

### 許可申請

#### ◆申請から許可まで



## ◆許可期間

### 2年間

浄化槽清掃業許可の有効期間は2年間で、この期間を経過するとその許可は失効します。引き続き立山町内で浄化槽清掃業の許可を必要とする場合には、2年毎の許可申請が必要です。

## ◆許可申請手数料

### 5,000円

許可決定時に納付書を送付いたします。

## 提出書類

立山町ホームページ上にてダウンロードできます。  
トップページの「申請書ダウンロード一覧」または、  
「くらしの情報（カテゴリー一覧）> 事業者の皆様へ」から  
ご覧いただけます。

## ◆提出書類チェック表（浄化槽清掃業）

※提出される前に、もれが無いか確認して下さい。  
この書類は提出する必要はありません。

<input type="checkbox"/>	浄化槽清掃業許可申請書		様式第5号
<input type="checkbox"/>	法人の場合	定款の写し	
<input type="checkbox"/>		登記事項証明書	
<input type="checkbox"/>	個人の場合	住民票の写し	
<input type="checkbox"/>	浄化槽汚泥の運搬及び処理方法		
<input type="checkbox"/>	申請者（申請者が法人である場合にはその事業を行う役員を含む）が浄化槽法第37条第1項第2号に該当しない旨を記載した書類…誓約書		資料参照
<input type="checkbox"/>	従業員名簿		別紙1
<input type="checkbox"/>	立山町内において使用する車両届	一覧表	別紙2
<input type="checkbox"/>		車検証の写し	
<input type="checkbox"/>		写真（前面・後面・横面）	前面・後面はナンバーがわかるように

---

## 収集運搬の実施に当たって

---

### ◆関係法令等の遵守について

---

1. 関係法令及び許可条件を業務従事者に周知徹底すること。
2. 収集運搬に関し、帳簿の記載を行い、毎月月末で閉め、翌月 10 日までにし尿及び浄化槽汚泥収集、運搬状況報告書（様式第 10 号）を提出すること。

記載内容	収集又は運搬年月日（例：○月分）
	廃棄物の区分
	収集件数および収集量

\* 立山町内で収集するもののみ記載する。

---

## 変更

---

### ◆申請書及び添付書類の記載事項に変更があったとき

---

提出書類：浄化槽清掃業の事業範囲変更許可申請書（様式第 6 号）

\* 変更の日から 30 日以内に提出してください。

### 浄化槽法第 36 条第 1 項第 2 号に規定する欠格事項【資料】

- イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から 2 年を経過しない者
- ロ 第 41 条第 2 項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者
- ハ 浄化槽清掃業者で法人であるものが第 41 条第 2 項の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあつた日前 30 日以内にその浄化槽清掃業者の役員であつた者でその処分のあつた日から 2 年を経過しないもの
- ニ 第 41 条第 2 項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ヘ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項若しくは第 6 項の規定、第 7 条の 2 第 1 項の規定若しくは同法第 16 条の規定（一般廃棄物に係るものに限る。）又は同法第 7 条の 3 の規定による命令に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から 2 年を経過しない者
- ト 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条の 4 の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者
- チ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項又は第 6 項の許可を受けて一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者（以下「一般廃棄物処理業者」という。）で法人であるものが同法第 7 条の 4 の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあつた日前 30 日以内にその一般廃棄物処理業者の役員であつた者でその処分のあつた日から 2 年を経過しないもの
- リ 浄化槽清掃業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからチまで又はヌのいずれかに該当するもの
- ヌ 法人でその役員のうちにイからリまでのいずれかに該当する者があるもの

## 浄化槽汚泥の運搬方法及び処理方法

## 1 業務内容

営業日時	平日 8:00~17:00 土曜日 8:00~17:00
休業日	日曜、祝日、盆、年末年始、その他会社の指定する日

## 2 収集車両の保管維持について

洗車	専用洗車場にて高圧洗車機で、作業終了後に洗車 専用駐車場にて保管
汚水処理	油水分離層による油分浮遊物の除去及び分離層の定期的な 清掃実施
悪臭の防止	消毒剤散布

## 3 収集場所

立山町全域、富山市

## 4 作業計画（立山町で収集するもののみ記載）

種別	事業所数	月間収集量	搬入先
し尿	10 件	5,000L	富山地区広域圏事務組合 衛生センター
浄化槽汚泥	8 件	300L	富山地区広域圏事務組合 衛生センター